証券コード　8996
平成29年３月８日

株　主　各　位

大阪府松原市阿保四丁目１番34号
株式会社ハウスフリーダム
代表取締役社長　小　島　賢　二

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月23日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年３月24日（金曜日）午前11時

２．場　　所　　大阪府松原市上田三丁目６番１号
　　ゆめニティプラザ３階

３．目的事項
　　報告事項　　第22期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.housefreedom.co.jp)に掲載させていただきます。

会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。
是非ご出席賜りたく、ご案内申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による積極的な経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、高い水準にある企業収益や、雇用、所得環境の改善もあって、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の経済の下振れ懸念、また、英国のＥＵ離脱問題など、わが国の景気が下押しされるリスクが内在し、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する不動産業界におきましては、低金利で良好な資金調達環境を背景に、日銀によるマイナス金利の導入もあって、不動産市場への資金流入が更に加速し、不動産取引が拡大する等、不動産市況は概ね順調に推移しております。住宅需要につきましては、新設住宅着工戸数に持ち直しの動きがみられるものの、競合他社との販売競争は厳しく、また、消費マインドは依然として底堅い動きとなっており、今後につきましても不透明な状況となっております。

このような事業環境の下、当社は、中長期的な成長に向けた事業展開を推進いたしました。関西、福岡エリアにおいて、既存事業の収益力向上を図るとともに、５事業分野のシナジー効果を発揮して、新たな事業領域への進出を図りました。当事業年度では、仲介事業における中古住宅の仲介及びリフォームの獲得増等が当初計画のとおり進行したことに加えて、不動産賃貸事業における小規模賃貸アパートの開発及び販売等、新たな取り組みも概ね順調に推移したことから、売上高は前期比増となりました。また、新築戸建分譲事業における粗利益率の改善に加えて、販売費及び一般管理費におけるコスト削減活動の効果もあって、営業利益以下、各段階利益についても前期を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高5,624百万円（前期比5.7％増）、営業利益は307百万円（前期比131.8％増）、経常利益285百万円（前期比187.1％増）、当期純利益187百万円（前期比235.8％増）となりました。

事業区分別の状況は、次のとおりであります。

〈不動産仲介事業〉

当社の中核事業と位置付けております不動産仲介事業におきましては、当社の地域密着戦略における要として、地域内情報の取得等他事業とのシナジー効果の最大化を目的として事業を展開いたしました。

この結果、当事業の売上高は555百万円（前期比9.5％増）となりました。

〈新築戸建分譲事業〉

新築戸建分譲事業におきましては、お客様ニーズにマッチした分譲住宅の供給を目標に事業を推進しております。当事業年度におきましては、物件の供給が前期に比して減少しましたが、お客様ニーズにマッチした住宅を供給できたことで、値引き等が減少し、販売単価が改善したことから概ね前年並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は3,662百万円（前期比1.1％減）となりました。

〈建設請負事業〉

建設請負事業におきましては、注文住宅及びリフォームの請負事業を展開しており、中古住宅の仲介に伴うリフォームの獲得が計画通り進行いたしました。

この結果、当事業の売上高は626百万円（前期比30.5％増）となりました。

〈損害保険代理事業〉

損害保険代理事業におきましては、不動産関連サービスから派生する火災保険及び地震保険等の代理店業務を行っております。

当事業の売上高は36百万円（前期比32.5％減）となりました。

〈不動産賃貸事業〉

不動産賃貸事業におきましては、関西圏を中心として主に住居用マンションやオフィスビルなどの賃貸不動産の仕入・開発、賃貸及び販売を行っております。当事業年度につきましては、小規模賃貸アパートの開発及び販売等、新たな取り組みも概ね順調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は743百万円（前期比29.2％増）となりました。

事業区分別の売上高

事業区分	売上高	構成比
不動産仲介事業	555百万円	9.9%
新築戸建分譲事業	3,662百万円	65.1%
建設請負事業	626百万円	11.1%
損害保険代理事業	36百万円	0.7%
不動産賃貸事業	743百万円	13.2%

②設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は217百万円で、その主なものは賃貸不動産の新設217百万円であります。

なお、当事業年度において、賃貸不動産の一部について、保有目的を自社利用から販売目的へと変更したことに伴い、固定資産として計上していた、建物及び構築物150百万円と土地88百万円を、たな卸資産239百万円へ振り替えております。また、たな卸資産の一部について、保有目的を販売目的から自社利用へ変更したことに伴い、たな卸資産130百万円を建物及び構築物77百万円、土地48百万円及び有形固定資産のその他5百万円へ振り替えております。

③資金調達の状況

〈無担保社債〉

当社は、次のとおり無担保社債を発行し、総額100百万円の資金調達を行いました。

区分	実施日	調達額
第15回無担保社債	平成28年2月25日	100百万円

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 19 期 (平成25年12月期)	第 20 期 (平成26年12月期)	第 21 期 (平成27年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売　上　高(百万円)	5,579	6,657	5,319	5,624
当期純利益(百万円)	365	217	55	187
１株当たり当期純利益　(円)	89.31	53.04	13.56	45.72
総　資　産(百万円)	5,901	5,773	6,590	6,671
純　資　産(百万円)	1,801	1,931	1,901	2,004
１株当たり純資産額　(円)	438.67	469.98	462.76	492.48

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成25年７月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を実施しております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

３．賃貸不動産に係る賃貸収益等について、従来、「営業外収益」に表示しておりましたが、第20期より「売上高」に表示する方法に変更しております。第19期の売上高については遡及処理後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の住宅・不動産業界におきましては、政府の経済対策や日本銀行の金融政策等、各種政策の効果により、住宅需要は底堅く推移しておりますが、住宅一次取得者層の所得水準が低位で推移していることに加え、少子高齢化の進行に伴ったライフスタイルの変化等、住宅需要は多様化しております。また、住宅需要の中心価格帯も低価格帯へとシフトしており、今後もこの流れは継続するものと予想されます。

このような状況の下、当社といたしましては、『お客様に選ばれる満足度No.1の住宅会社』を目指し、低価格・高品質の住宅を、お客様の求める地域で提供できるよう、事業分野毎の収益力向上を最優先課題として、更なる品質の向上、資材購買の改善等、生産管理体制を継続して強化するとともに、販売用不動産の仕入れ強化、販売エリアの拡大を推進してまいります。

これらの実現にあたり、最も重要な人材の育成に努め、優秀な人材の採用を継続して行っております。

当社の強みである地域に密着した情報収集力を活かして、上記施策を確実に実行することで、お客様満足向上と収益力強化の両面を達成し、長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社は、次の事業を行っております。

事業区分	主要な事業内容
不動産仲介事業	不動産の売買仲介及び販売代理
新築戸建分譲事業	戸建分譲住宅及び中古物件の企画開発、建築、販売
建設請負事業	注文住宅及びリフォームの請負
損害保険代理事業	火災保険・地震保険等の保険代理業
不動産賃貸事業	住居用マンション及びオフィスビル等賃貸不動産の仕入・開発、賃貸及び販売

(6) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

本社	大阪府松原市
福岡支店	福岡県福岡市中央区
松原店	大阪府松原市
堺店	大阪府堺市北区
東大阪店	大阪府東大阪市
八尾店	大阪府八尾市
藤井寺店	大阪府藤井寺市
茨木店	大阪府茨木市
早良店	福岡県福岡市早良区
城南店	福岡県福岡市城南区
高宮店	福岡県福岡市南区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
東大阪営業所	大阪府東大阪市
福岡営業所	福岡県福岡市中央区

（注）平成28年８月18日付で、深井店は堺店に統合いたしました。

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名	25名減	40.5歳	５年7ヵ月

（注）１．使用人数は就業員数であり、嘱託社員は４名で使用人数に含んでおります。
２．使用人数が前事業年度末と比べて25名減少したのは、深井店の堺店への統合に伴う退職等であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社大正銀行	548百万円
株式会社紀陽銀行	481百万円
株式会社三井住友銀行	433百万円
株式会社関西アーバン銀行	328百万円
大阪信用金庫	192百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．株式の状況（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　13,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　4,070,000株（自己株式40,000株を除く）

(3) 株主数　　914名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山西　みき子	965,000株	23.7%
株式会社オーエフコーポレーション	781,000株	19.2%
ＶＴホールディングス株式会社	556,300株	13.7%
小島　賢二	204,000株	5.0%
森光　哲也	200,000株	4.9%
ハウスフリーダム従業員持株会	164,000株	4.0%
増田　直樹	120,000株	2.9%
日新火災海上保険株式会社	100,000株	2.5%
若杉　精三郎	60,000株	1.5%
軽本　勝	40,000株	1.0%

（注）１．当社は、自己株式を40,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況（平成28年12月31日現在）

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小島　賢二	
取　締　役	森光　哲也	人事総務部兼経理部管掌
取　締　役	永田　雅美	福岡支店長兼売買仲介部長
取　締　役	河辺　豊	経営企画室長
常勤監査役	樫根　達也	
監　査　役	伊藤　誠英	VTホールディングス株式会社　専務取締役 株式会社アーキッシュギャラリー　代表取締役社長

（注）１.平成28年３月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、取締役増田直樹氏は任期満了により退任いたしました。また、同総会において、新たに河辺豊氏が取締役に選任され就任いたしました。

２.監査役伊藤誠英氏は、社外監査役であります。

３.監査役伊藤誠英氏につきましては、証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役	5　名	76,950　千円
監　査　役 （うち社外監査役）	2　名 (1) 名	12,300　千円 (3,000) 千円
合　計 （うち社外役員）	7　名 (1) 名	89,250　千円 (3,000) 千円

（注）１.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２.取締役の報酬限度額は、平成18年３月31日開催の第11回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３.監査役の報酬限度額は、平成14年３月28日開催の第７回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役伊藤誠英氏は、ＶＴホールディングス株式会社の専務取締役、株式会社アーキッシュギャラリーの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社アーキッシュギャラリーとの間に取引関係はありません。またＶＴホールディングス株式会社との間に取引関係はありませんが、同社は当社の大株主であります。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	活　動　状　況
監査役　伊藤　誠英	当事業年度に開催された取締役会17回のうち５回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜、必要な発言を行っております。また、欠席した取締役会については資料を基に、必要な提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選により選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、監査役の協議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての基本方針の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令及び定款に適合することを確保するために、当社の経営理念「我々は、住宅産業を通じて価値創造し、人々に夢と希望の創出を永続することが、社会貢献であり、企業としての宿命であると考える。」に基づき行動し、法令及び定款並びに社内規程を誠実に遵守する。

②重要事項が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに人事総務部に情報が集約され、取締役会に対して報告がなされ適切に対応するとともに、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程を定め、未然防止に取り組む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告についての資料や株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報については、取締役会規則や文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営会議において、各部門の報告書等から日々のクレームや問題点等の対応を確認し、事前防止を図る。

②危機管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応部門を定め、リスク管理マニュアル等を整備、情報セキュリティポリシーを規定し、社内規程とともに全社員に周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規則等の社内規程に基づき、経営上の重要な項目について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督する。

②経営会議を開催し、取締役会の審議検討を充実させるための事前審議を行い、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っているほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づき、各職位の責任・権限や業務を明確にする。

(5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める子会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月１回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る報告の資料や情報について、経営会議において報告を求める。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社が定めるリスク管理規程及び子会社管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中長期的なビジョンとして中期経営計画書を定期的に策定し、さらにそれを具体化するため、毎事業年度の当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して決定する。また、監査役の業務補助のための監査役スタッフは、監査役の指揮・命令に服する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(8) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

・監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、部長会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

・取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて会社に重要な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。

②子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

・当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

・法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に遅滞なく報告する。

・内部通報制度の担当部署は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、前払又は償還する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。

②取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

③監査役は会計監査人から会計監査の計画及び結果について定期的に説明を受けるとともに、情報交換等を行い、連携を図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

倫理・コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程等の社内規程に反社会的勢力への対応を定め、組織的対応を行うとともに、外部専門機関や顧問弁護士等との連携や情報共有を行うことで、関係を遮断排除する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会について、当社の各部門及び子会社から提出される、経営の基本方針及び業務執行上の重要な事項の決定又は承認を行っております。

②監査役について、取締役会等重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセス等を確認し、意見を述べております。また、監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。

③コンプライアンスについて、当社グループは行動基準を定めており、当該行動基準に基づき、コンプライアンス研修等を実施し、法令違反等の防止を図っております。

④リスク管理について、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの洗出し、予防策及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めております。

⑤財務報告に係る内部統制について、内部統制基本方針書に基づき基本計画書を作成し、評価及び内部監査を実施しております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,900,313**	**流動負債**	**2,231,770**
現金及び預金	1,853,147	営業未払金	331,500
売掛金	5,611	短期借入金	960,200
たな卸資産	1,915,492	１年内償還予定の社債	31,200
前渡金	13,290	１年内返済予定の長期借入金	490,705
前払費用	28,313	リース債務	957
繰延税金資産	43,897	未払金	105,767
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	未払法人税等	103,318
その他	10,563	前受金	25,184
貸倒引当金	△1	賞与引当金	84,347
固定資産	**2,759,126**	製品保証引当金	19,177
有形固定資産	**1,978,485**	その他	79,411
建物及び構築物	1,038,241	**固定負債**	**2,435,294**
土地	902,150	社債	767,400
リース資産	3,032	長期借入金	1,642,681
その他	35,061	リース債務	2,074
無形固定資産	**4,604**	繰延税金負債	15,900
投資その他の資産	**776,035**	資産除去債務	2,862
投資有価証券	55,392	その他	4,375
関係会社株式	488,246	**負債合計**	**4,667,065**
関係会社長期貸付金	150,000	**純資産の部**	
その他	85,549	**株主資本**	**1,966,579**
貸倒引当金	△3,152	**資本金**	**328,842**
繰延資産	**12,035**	**資本剰余金**	**173,940**
		資本準備金	173,940
		利益剰余金	**1,478,353**
		その他利益剰余金	1,478,353
		特別償却準備金	7,297
		繰越利益剰余金	1,471,055
		自己株式	**△14,555**
		評価・換算差額等	**37,829**
		その他有価証券評価差額金	37,829
		純資産合計	**2,004,409**
資産合計	**6,671,474**	**負債・純資産合計**	**6,671,474**

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**5,624,558**
売上原価	**3,971,173**
売上総利益	**1,653,385**
販売費及び一般管理費	1,346,015
営業利益	**307,370**
営業外収益	**42,138**
受取利息	3,346
受取配当金	1,563
受取手数料	21,871
違約金収入	4,315
その他	11,041
営業外費用	**64,294**
支払利息	49,439
支払保証料	7,990
その他	6,863
経常利益	**285,213**
特別損失	**1,074**
固定資産除却損	1,074
税引前当期純利益	**284,139**
法人税、住民税及び事業税	101,169
法人税等調整額	△4,243
当期純利益	**187,213**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成28年1月1日　残高	328,842	173,940	173,940	8,434	1,344,356	1,352,790	－	1,855,572
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△61,650	△61,650		△61,650
当期純利益					187,213	187,213		187,213
特別償却準備金の取崩				△1,136	1,136	－		－
自己株式の取得							△14,555	△14,555
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,136	126,699	125,563	△14,555	111,007
平成28年12月31日　残高	328,842	173,940	173,940	7,297	1,471,055	1,478,353	△14,555	1,966,579

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年1月1日　残高	46,358	46,358	1,901,930
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△61,650
当期純利益			187,213
特別償却準備金の取崩			－
自己株式の取得			△14,555
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△8,528	△8,528	△8,528
事業年度中の変動額合計	△8,528	△8,528	102,478
平成28年12月31日　残高	37,829	37,829	2,004,409

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
②その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
③たな卸資産の評価基準及び評価方法	個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については３年間で均等償却をしております。
②無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年）に基づいております。
③リース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、事業年度末に在籍している従業員に係る支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③製品保証引当金　販売した住宅に対するアフターサービス及びクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した金額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）
工事進行基準（工期の進捗率の見積りは原価比例法）
・その他の工事
工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、投資その他の資産の「その他」（長期前払費用）に計上し均等償却しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

たな卸資産	1,523,295千円
建物	1,003,473千円
土地	896,625千円
計	3,423,394千円

②担保に係る債務

短期借入金	960,200千円
１年内返済予定の長期借入金	388,497千円
長期借入金	1,492,700千円
社債に対する被保証債務	598,600千円
計	3,439,997千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産　199,162千円

(3) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
シティーホーム㈱	384,092千円	金融機関からの借入金

(4) 関係会社項目

関係会社に対する負債には区分掲載されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債務　1,976千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高　18,555千円

②営業取引以外の取引高　10,264千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,110,000株	－株	－株	4,110,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	40,000株	－株	40,000株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得40,000株による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成28年３月25日開催の第21回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	61,650千円
１株当たり配当金	15円
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年３月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

平成29年３月24日開催予定の第22回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	61,050千円
１株当たり配当金	15円
基準日	平成28年12月31日
効力発生日	平成29年３月27日

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	26,027千円
未払事業税	7,628千円
製品保証引当金	5,849千円
未払法定福利費	3,943千円
その他	3,702千円
繰延税金資産小計	47,150千円
評価性引当額	△2,036千円
繰延税金資産合計	45,114千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△13,370千円
その他	△3,747千円
繰延税金負債合計	△17,117千円
繰延税金資産の純額	27,997千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	43,897千円
固定負債－繰延税金負債	15,900千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.1%から30.9%に、平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.1%となっております。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,652千円減少し、法人税等調整額が2,974千円、その他有価証券評価差額金が1,322千円それぞれ増加しております。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、不動産の開発投資及び設備投資の計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に銀行預金とし、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、原則として、利用しない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、ほとんどが１年以内の決済期日であります。売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である営業未払金及び未払金は、ほとんどが１年以内の決済期日であります。営業未払金及び未払金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）にさらされております。借入金及び社債は、主として不動産の開発投資及び設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は金利変動リスクにさらされておりますが、当該リスクに関しては当社では、デリバティブ取引等でのリスクヘッジは行っておりません。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は売掛金について、経理部を中心として債権の回収状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金及び社債の金利変動リスクについては、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しておりませんが、条件面について各金融機関に定期的に見直しを要請

しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部を中心として適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,853,147	1,853,147	—
(2)売掛金	5,611	5,611	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	55,392	55,392	—
(4)関係会社長期貸付金（※１）	180,000	180,000	—
資産計	2,094,150	2,094,150	—
(1)営業未払金	331,500	331,500	—
(2)短期借入金	960,200	960,200	—
(3)未払金	105,767	105,767	—
(4)社債（※２）	798,600	795,173	△3,426
(5)長期借入金（※３）	2,133,386	2,133,248	△137
負債計	4,329,454	4,325,890	△3,564

(※１) １年内回収予定の関係会社長期貸付金を含めております。
(※２) １年内償還予定の社債を含めております。
(※３) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4)関係会社長期貸付金

関係会社の財務内容、事業の回収見込額等を勘案し、個別に貸倒引当金の見積もりを検討しているため、回収不能見込額を控除した金額をもって時価としております。

負債

(1)営業未払金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式488,246千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

８．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のマンション（土地を含む。）等を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
1,625,803千円	1,494,546千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

９．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

重要性がないため記載を省略しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱リフォスタ	10,000	リフォーム事業及び中古住宅の販売	(所有)直接100.0	資金の援助	資金の貸付	—	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	30,000 150,000
子会社	㈱ケアサービス友愛	10,000	介護事業	(所有)直接100.0	管理業務の受託	業務受託料収入	3,600	—	—
子会社	シティーホーム㈱	24,000	不動産仲介、新築戸建分譲、損害保険代理及び不動産賃貸	(所有)直接100.0	債務の保証	債務の保証	384,092	—	—

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。
２．取引条件及び決定条件等
(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(2) 管理業務に係る業務受託料は、受託業務に係る人件費相当額及び諸費用を勘案し、両者協議のうえ決定しております。
(3) 金融機関からの借入金の一部に対し債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　492円48銭

(2) １株当たり当期純利益　45円72銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

固定資産の保有目的の変更

当事業年度において、賃貸不動産の一部について、自社利用から販売目的へと保有目的を変更したことに伴い、建物及び構築物150,228千円及び土地88,795千円を販売用不動産239,024千円に振り替えております。

たな卸資産の保有目的の変更

当事業年度において、たな卸資産の一部について、販売目的から自社利用へと保有目的を変更したことに伴い、販売用不動産130,426千円を建物及び構築物77,182千円、機械装置及び運搬具5,228千円及び土地48,015千円に振り替えております。

本提供書面中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は小数第２位を四捨五入して表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月13日

株式会社ハウスフリーダム
取締役会　御中

三優監査法人
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　鳥居　　陽　㊞
業務執行社員　公認会計士　坂下　藤男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハウスフリーダムの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告

監査報告書

私たち監査役は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会、経営報告会等に出席し、定期的に取締役及び使用人等からその職務の執行状況や事業についての報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月15日

株式会社ハウスフリーダム

常勤監査役　樫根達也　㊞

社外監査役　伊藤誠英　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は61,050,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年３月27日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、会社法第２条第６号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会に関する規定を新設するものであります。また、上記規定の新設に伴い一部内容を見直し、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（機関） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １　　取締役会 ２　　監査役 （新設） ３　　会計監査人	（機関） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １　　取締役会 ２　　監査役 ３　　監査役会 ４　　会計監査人
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役会の決議の省略） 第２５条　　（新設）	（取締役会の決議方法） 第２５条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
（条文省略）	２　　（現行どおり）
第２６条（条文省略）	第２６条（現行どおり）
（新設）	（取締役会規則） 第２７条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第２７条～第２８条（条文省略）	第２８条～第２９条（現行どおり）
第５章　監査役	第５章　監査役および監査役会
第２９条～第３１条（条文省略）	第３０条～第３２条（現行どおり）
（新設）	（常勤の監査役） 第３３条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（新設）	（監査役会の招集通知） 第３４条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査役会の決議方法） 第３５条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（新設）	（監査役会の議事録） 第３６条　監査役会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
（新設）	（監査役会規則） 第３７条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
第３２条～第３３条（条文省略）	第３８条～第３９条（現行どおり）
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第４０条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（任期） 第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（報酬等） 第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第６章　計算	第７章　計算
第３４条～第３７条（条文省略）	第４３条～第４６条（現行どおり）

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役伊藤誠英氏は任期満了となります。また、現在の当社の監査役は２名（うち社外監査役は１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社となり、会社法第335条第３項の規定により、監査役を３名以上（うち社外監査役を半数以上）とする必要があります。

つきましては、社外監査役１名を増員することといたしたく、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	伊藤誠英（いとう まさひで） (昭和35年９月27日生)	平成13年11月　当社　社外監査役（現任） 平成20年６月　VTホールディングス株式会社　専務取締役（現任） 平成23年６月　株式会社アーキッシュギャラリー　代表取締役社長（現任） 平成25年８月　エスシーアイ株式会社　代表取締役（現任） 平成27年６月　ピーシーアイ株式会社　代表取締役（現任）	－株
2	※ 松岡宏治（まつおか こうじ） (昭和49年８月５日生)	平成９年４月　朝日監査法人　（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成12年11月　株式会社ラクス　監査役（現任） 平成17年３月　松岡会計事務所代表（現任） 平成21年５月　株式会社ロックウェーブ　社外取締役（現任） 平成23年４月　朝日ライフサイエンス株式会社　社外監査役（現任） 平成27年６月　株式会社アダチ　取締役（現任） 平成27年８月　アイサワ工業株式会社　社外監査役（現任）	3,000株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．当社は、松岡宏治氏が代表を務める松岡会計事務所との間に顧問契約を締結しております。なお、同氏が監査役に就任した場合には顧問契約を解除する予定であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．伊藤誠英氏及び松岡宏治氏は、社外監査役候補者であります。

４．(1) 伊藤誠英氏を社外監査役候補者とした理由は、上場会社を含む数社の経営者として、企業経営の分野における造詣が深く、幅広い知識と見識をもち、経営の第一線で現在も活躍しておられることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。

(2) 松岡宏治氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する専門知識と豊富な経験があることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。

５．伊藤誠英氏は、現在、当社の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の日をもって15年４ヵ月となります。

６．当社は伊藤誠英氏を、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府松原市上田三丁目６番１号
ゆめニティプラザ３階

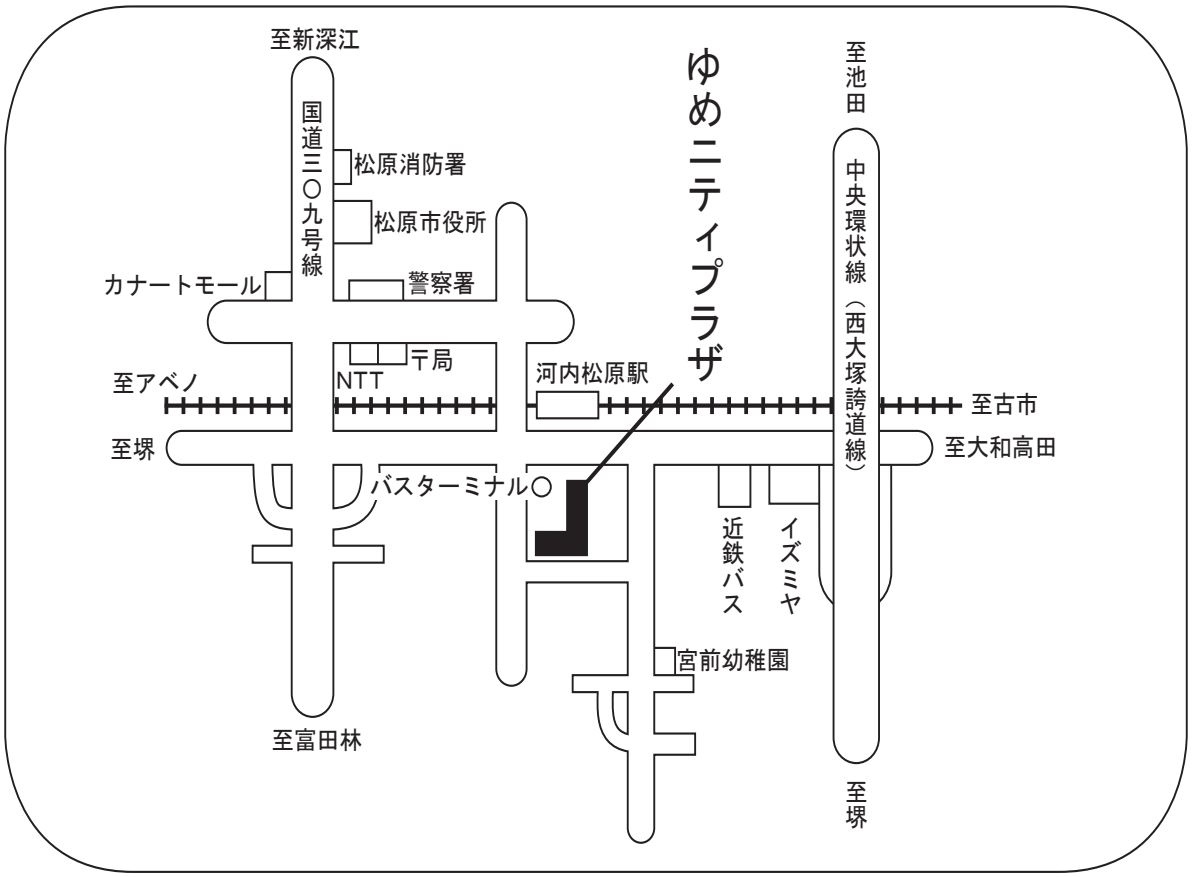

交通　近鉄南大阪線　河内松原駅より　徒歩２分